

第 6 号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年9月1日
担 当 課	学校保健安全担当室

契約業者名・住所	一般社団法人 松戸市医師会会長 川越 正平 松戸市竹ヶ花４５－５３
工事等の名称	松戸市児童・生徒心臓検診業務委託について
工事等の場所	発注者及び供給者間において協議のうえ定める。
種 別	委託
工事等期間	令和８年４月１日～令和９年３月３１日
契約金額	（単価契約） 第一次検診 小中学校児童・生徒 単価 ３，２１０円 みらい分校・生徒 単価 ２，９１０円 市立高等学校生徒 単価 ２，２４０円 （消費税及び地方消費税額を除く）
工事等の概要	児童・生徒の心臓検診

随意契約の理由	松戸市では、学校保健安全法に従い昭和５７年度より省略心電図及び心音図を採り入れた児童生徒心臓検診を実施しております。心臓検診は、心臓疾患児の早期発見、適正な管理指導まで一貫した体制で行う必要があります。以下の理由により上記選定業者のみが本事業を実施可能であることから地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号及び松戸市財務規則第１３８条第１項第１号の規定を適用し上記業者を選定するものであります。 （１）医師会内部に心臓検診部会を組織し、一貫した管理指導体制をとっていること。 （２）市立小中高等学校すべての学校に対応が可能であること。 （３）上記業者に所属する医師に学校医を委嘱しており、学校との連絡体制が整っていること。
----------------	---